

沖縄県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）改定支援業務委託 企画提案応募要領

1 件名

沖縄県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）改定支援業務委託

2 業務内容

別添「沖縄県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）改定支援業務委託企画提案仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託料上限額

9,446,000 円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。

※ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

5 応募資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 営業年数が令和7年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営の実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく

く破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (6) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。
- (10) 本業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 本業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有し、過去に類似の実績があること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ウ すべての構成員が上記の応募資格(1)から(10)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(11)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、本業務に応募する他の共同企業体の構成員及び単体企業として重複応募することができないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

6 スケジュール（案）

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年7月31日（木） |
| (2) 質問事項受付締切 | 8月7日（木）17時必着 |
| (3) 質問回答 | 8月13日（水）13時以降 |
| (4) 企画提案書類提出 | 8月20日（水）17時必着 |
| (5) 一次審査（書類審査） | 8月22日（金） |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション） | 8月29日（金） |
| (7) 審査結果の送付・契約 | 9月上旬予定 |

7 質疑応答

本企画提案に質問のある者は、次のとおり行うこと。

- (1) 提出書類：別添「質問書（様式1）」
- (2) 提出期間：公募の日から令和7年8月7日（木）17時必着
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 提出場所：沖縄県 保健医療介護部 地域保健課 感染症対策班（県庁3階）
- (4) 提出方法：「11 書類等提出先（問い合わせ先）」へメールで提出
※メール件名は、【沖縄県業務継続計画改定支援業務委託に関する質問】とすること。
- (5) 回答方法：質問に対する回答は、沖縄県地域保健課ホームページへの掲載により行う。
回答日時 令和7年8月13日（水）13時以降

8 企画提案書類の提出

企画提案公募に参加する者は、次のとおり、企画提案書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

(1) 企画提案書類

ア. 企画提案応募申請書(様式2)

イ. 会社概要(様式3)

ウ. 過去の類似業務実績書(様式4)

エ. 企画提案書(様式任意、A4 版縦置き・横置き、20 頁以内)

※エについては、以下の項目記述を必須とする。

①本業務を実施するにあたっての基本方針

②提案内容(企画提案仕様書「5 業務委託内容」の項目毎に記載)

③業務の実施体制

④業務スケジュール

オ. 誓約書(様式5)(添付書類含む。)

カ. 委託業務見積書(様式7)

(見積書の費目については、以下の内容で提出すること。)

・直接人件費(「企画提案仕様書 5 委託業務内容」の項目毎に工数、単価等を記載)

・直接経費(旅費交通費、使用料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)

・一般管理費(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100 以内を原則とする。但し、自社規定等によりこれにより難しい場合は、別途積算することが出来るものとし、この場合、契約前にその根拠を明らかにした資料の提出を行い、双方協議の上決定する。)

・消費税相当額(旅費交通費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

キ. 共同企業体協定書(任意)※共同企業体で実施する場合のみ

(2) 提出期限：令和7年8月20日(水) 17時必着

(3) 提出場所：沖縄県保健医療介護部地域保健課

(4) 提出部数：ア～キ各10部(ア、オ、カについては押印ありの原本1部、その他コピー9部)

(5) 留意事項：①提出期限を越えた場合いかなる理由であろうと企画提案書類は受理しない。

②一度提出した企画提案書類は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

9 企画提案の審査方法・契約

(1) 一次審査(書類審査)

企画提案応募者が多数の場合は、地域保健課において書面による一次審査を行い、上位4者程度を選定する。選定された者に対してプレゼンテーションの日程を、選定されなかった者に対しては結果のみを、電話又は電子メール等で通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

①日時：令和7年8月29日(金) 午後予定

②場所：沖縄県庁内 会議室

③所要時間：20分(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)

*プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、プレゼンテーション用のツール(プロジェクター等)は事務局で準備する。

＊日時等の詳細は、後日通知する。

(3) 審査結果の通知

沖縄県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）改定支援業務委託業者審査委員会で審査を行い決定する。なお、審査結果は第二次審査結果を行なったすべての者に文書で通知する。
なお、結果について異議申立て等は受け付けない。

(4) 委託契約

委託契約は、第一順位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、沖縄県と第一位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰上げて、その者と交渉する。

10 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全てを実施するものではない。
- (3) 県との委託契約に関する協議の中で、仕様書の内容についても協議できるものとする。
- (4) 企画提案書類の作成及び提出に要する経費やプレゼンテーションに参加する経費等については提案者の負担とし、提出書類等については返却しない。
- (5) 提出された企画提案書類は、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがある。
- (6) 審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (7) 1 事業者につき、企画提案は 1 件とする。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

＜沖縄県財務規則（抜粋）＞

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 書類等提出先（問い合わせ先）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2

沖縄県 保健医療介護部 地域保健課 感染症対策班

担当者：新城 TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

メール：aa090701@pref.okinawa.lg.jp